

農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日 北区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、過疎化が進む北区農村地域（以下、「農村地域」という。）のにぎわいづくりのため、農村地域における定住人口減少、若年層の流出、空家や耕作放棄地等の各種課題解決につながる地域の自主的な取り組みに要する経費の一部を補助することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(農村地域の定義)

第 2 条 この要綱において、農村地域の意義は、有野町・八多町・淡河町・大沢町・長尾町・道場町（ただし、生野高原住宅を除く。）の 6 町をいう。

(対象事業)

第 3 条 第 1 条目的の規定に沿った地域の自主的な取り組み（以下、「補助事業等」という。）を補助対象事業とする。

(対象団体)

第 4 条 補助事業等の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 農村地域内に活動拠点を有していること。
- (2) 活動拠点の町を包括する組織であること。
- (3) 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できる団体であること。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的又は政治的活動でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。

(対象経費)

第 5 条 補助事業等の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）及び対象外経費は、別表 1 に掲げるものとする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助率を対象経費の 2 分の 1 以内、補助事業等が初動期（3 年以内）のものは対象経費の 1 分の 1 以内とし、予算の範囲内を限度とする。

2 前項の規定に限らず、事業内容が市の行政課題の解決に資するものであり、著しく効果があると認められる場合には、補助率を対象経費の 1 分の 1 以内とする。

(交付申請)

第 7 条 申請は 1 団体年 1 回とする。

2 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、あらかじめ北神区役所と協議を行い、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

- (4) 団体規約及び団体構成員名簿、又はこれらに準ずる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行う時は、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定通知書(様式第2号)

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 農村地域のにぎわいづくり事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)

3 第1項の場合において、区長は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

第9条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた団体(以下、「決定団体」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、農村地域のにぎわいづくり事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は農村地域のにぎわいづくり事業補助金中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、決定団体に通知するものとする。

3 決定団体は、事業実施の期間中に代表者の変更があった場合は、その旨を速やかに区長に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 決定団体は、補助金規則第15条に基づき、補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 農村地域のにぎわいづくり事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに決定団体に通知するものとする。

- (1) 農村地域のにぎわいづくり事業補助金額等確定通知書(様式第9号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第12条 決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書(様式第10号)を前条の確定通知を受領後速やかに区長に提出しなければならない。

2 補助事業等終了前に補助金を交付しなければならない特段の事情があると区長が認める場合には、決定団体は補助事業等の終了前に、農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書(様式第11号)を区長に請求出来るものとする。なお、決定団体は、補助事業等終了後速やかに、事業の実績報告書を

区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、前2項の農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書を基に、補助金を交付するものとする。
- 4 第2項の請求に基づき補助金を交付した場合においては、区長は、第11条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。
- 5 決定団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、決定団体に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

補助対象経費	
経費科目	補助対象経費項目
人件費	講師や出演者への謝礼金 活動に係る人件費 (ただし、時間額1,000円までを補助対象とし、補助金の額の20%を上限とする。)
交通費	講師や出演者、団体構成員の交通費 (ただし、年月日・用件が明確であるものに限る。)
消耗品費	活動に係る物品の購入に要する経費 (ただし、単品2万円 (税込) を上限とし、使用耐用期間が1年未満のもの)
印刷費	パンフレット・チラシ等の印刷に要する経費
役務費	活動に係る広告料、ホームページ制作に要する経費、振込手数料、会場設営費用
通信運搬費	郵便料、貨物運送契約による運搬料 (資材運搬費等)
保険料	活動に係る保険料
委託料	活動に係る業務委託契約に基づく経費
使用料	会場使用料、機材等のレンタル費用
その他	その他、区長が必要と判断する経費
補助対象外経費	
飲食に係る経費、飲食を主たる目的とした会合に係る経費	
役員等、単に身分上の理由をもって支給する給与、報酬	
概算で算出された交通費	
領収書がない等使途が不明な経費	
その他区長が適当と認めない経費	

農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	

補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称		
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・事業計画書、又はこれに代わる書類 ・収支予算書、又はこれに代わる書類 ・団体規約及び団体構成員名簿、又はこれらに準ずる書類	

農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定通知書

（公印省略）

神北神ま第 号

令和 年 月 日

様

神戸市北区長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付申請書 に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・事業の実施については、農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付要綱に従うこと。・事業の実施に際して、その内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに神戸市北区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

農村地域のにぎわいづくり事業補助金不交付決定通知書

（公印省略）

神北神ま第 号

令和 年 月 日

様

神戸市北区長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	

令和 年 月 日付、神北神ま第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変更の理由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
添付書類	・事業計画書、又はこれに代わる書類（変更後） ・収支予算書、又はこれに代わる書類（変更後）	

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第5号（第9条関係）

農村地域のにぎわいづくり事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	

令和 年 月 日付、神北神ま第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補 助 事 業 の 名 称	
中 止 （ 廃 止 ） の 理 由	
中 止 （ 廃 止 ） の 期 日 （ 期 間 ）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定変更通知書

（公印省略）

神北神ま第 号

令和 年 月 日

様

神戸市北区長

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業及びその内容等	農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
交付の条件	・農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付、神北神ま第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

農村地域のにぎわいづくり事業補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

神北神ま第 号

令和 年 月 日

様

神戸市北区長

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付、神北神ま第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

農村地域のにぎわいづくり事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	

令和 年 月 日付、神北神ま第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類、又はこれに代わる書類 ・補助事業等に係る収支決算書、又はこれに代わる書類	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

様式第9号（第11条関係）

農村地域のにぎわいづくり事業補助金額確定通知書

（公印省略）

神北神ま第 号

令和 年 月 日

様

神戸市北区長

令和 年 月 日付、神北神ま第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

令和 年 月 日付、神北神ま第 号で確定通知のあった上記事業について、補助金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住所	
団体名	
代表者名	

・振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）
口座番号	
口座名義	

(注) 口座名義は、補助事業を実施した団体等と同一の名義であること。

農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

令和 年 月 日付、神北神ま第 号で確定通知のあった上記事業について、補助金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住所	
団体名	
代表者名	

(受任者)

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住所	
団体名	
代表者名	

(注) 口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

別添理由書の事情により、上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住所	
団体名	
代表者名	

（添付書類）

・理由書

・振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）
口座番号	
口座名義	

（注）口座名義は、補助事業を実施した団体等と同一の名義であること。

農村地域のにぎわいづくり事業補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	

別添理由書の事情により、上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市北区長 宛

住所	
団体名	
代表者名	

（添付書類） ・理由書

（受任者）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住所	
団体名	
代表者名	

（注）口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

様式第12号（第13条関係）

農村地域のにぎわいづくり事業補助金交付決定取消通知書

（公印省略）

神北神ま第 号

令和 年 月 日

様

神戸市北区長

令和 年 月 日付、神北神ま第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	